



2026年3月6日

各 位

会 社 名 サンユー建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 馬場 宏二郎  
(コード番号：1841 東証スタンダード)  
問合せ先 経営企画室 室長 高橋 雄一郎  
(TEL：03-3727-5752)

## 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年2月6日付「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2026年2月6日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に下記第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」についてそれぞれ付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年3月26日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年3月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、必要なお承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2026年2月6日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

##### (1) 併合する株式の種類

普通株式

##### (2) 併合比率

当社株式について、92,100株を1株に併合いたします。

##### (3) 減少する発行済株式総数

3,257,279株

(注) 当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、2026年3月30日付で自己株式742,686株(当社が2026年1月12日時点で所有する自己株式738,742株に、当社が2026年3月26日付で自己株式として無償取得する予定の譲渡制限付株式報酬として、当社の取締役5名が所有している譲渡制限付株式のうち3,944株を加えた数に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

3,257,314 株

(注) 当社は、2026年2月6日開催の取締役会において、2026年3月30日付で自己株式742,686株（当社が2026年1月12日時点で所有する自己株式738,742株に、当社が2026年3月26日付で自己株式として無償取得する予定の譲渡制限付株式報酬として、当社の取締役5名が所有している譲渡制限付株式のうち3,944株を加えた数に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

35 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

140 株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社カバロ企画（以下「公開買付者」といいます。）並びに公益財団法人ホース未来福祉財団、株式会社井門コーポレーション、株式会社井門エンタープライズ、株式会社インテリア井門、馬場邦明氏、馬場雄一郎氏、馬場宏二郎氏、馬場久恵氏及び斎藤昌子氏（以下、公益財団法人ホース未来福祉財団、株式会社井門コーポレーション、株式会社井門エンタープライズ、株式会社インテリア井門、馬場邦明氏、馬場雄一郎氏、馬場宏二郎氏、馬場久恵氏及び斎藤昌子氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。）の一部以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、本取引の一環として、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主の一部のみとするを目的とするものであること、また、当社株式が2026年3月27日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,600円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となるが見込まれる者の氏名又は名称  
株式会社カバロ企画（公開買付者）

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、公開買付者が2025年11月13日に提出した公開買付届出書、公開買付者に対して三菱UFJ銀行から発行された、2025年11月12日付の融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本公開買付けの開始以降、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る公開買付者による代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年4月中旬から同月下旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年5月上旬から同月下旬を目処に当社株式を公開買付者へ売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年6月下旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

- (1) 第1号議案（株式併合の件）が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は140株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案（株式併合の件）が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は35株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案（株式併合の件）が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び本不応募合意株主の一部のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第12条（基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

- (4) 第1号議案（株式併合の件）が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び本不応募合意株主の一部のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容の詳細は、2026年2月6日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年3月31日に効力が発生する予定です。

### 3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2026年3月6日（金）
② 整理銘柄指定日	2026年3月6日（金）
③ 当社株式の最終売買日	2026年3月26日（木）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2026年3月27日（金）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2026年3月31日（火）（予定）

以上